

# 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、11月30日(水)までにお納めください。

## <ご利用になれる納付方法>

### 口座振替

ご利用の預(貯)金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納税ができます。  
詳しくは下記をご覧ください。

### クレジットカード

インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます。  
※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限ります。  
※税額に応じた決済手数料がかかります。  
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)  
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

### スマホアプリ

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで納付できます。  
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。  
アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。  
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

### インターネット モバイル バンキング ATM

金融機関・郵便局の(ペイジー)対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM  
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。  
※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。  
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)  
※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。  
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

### コンビニ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。  
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

### 窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口  
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

## 簡単 便利 安心 な 口座振替 の申込はWebで!!

### 簡単

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web\\_kouza\\_furikae.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouza_furikae.html)

### 便利

●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。  
●11月10日までに申込みいただくと、個人事業税第2期からの口座振替が可能です。  
※11日以降に申込みいただいた場合、来年度第1期からの振替となります。

### 安心

●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



## <口座振替のお問合せ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

### 【お問合せ先】

<課税について> 【練馬区・板橋区・豊島区所管】  
豊島都税事務所事業税課個人事業税班 03-3981-1211(代表)

<納税について> 【練馬区所管】  
練馬都税事務所徴収課徴収管理班 03-3993-2261(代表)